

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 令和3年4月14日（水）15:10～15:31
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室等（オンライン会議）
- 3 出席

<WG委員>

- | | | |
|----|-------|----------------------------|
| 座長 | 八田 達夫 | アジア成長研究所理事長
大阪大学名誉教授 |
| 委員 | 落合 孝文 | 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士 |
| 委員 | 中川 雅之 | 日本大学経済学部教授 |
| 委員 | 八代 尚宏 | 昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授 |

<関係省庁>

- | | |
|-------|-------------------------|
| 高山 泰 | 国土交通省道路局路政課長 |
| 矢野 勝彦 | 国土交通省道路局路政課道路利用調整室長 |
| 須永 敦雄 | 国土交通省道路局路政課道路利用調整室企画専門官 |
| 山本 浩之 | 国土交通省道路局環境安全・防災課課長補佐 |

<事務局>

- | | |
|-------|-----------------|
| 眞鍋 純 | 内閣府地方創生推進事務局長 |
| 佐藤 朋哉 | 内閣府地方創生推進事務局審議官 |
| 黒田 紀幸 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |
| 長 正敏 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |

（議事次第）

- 1 開会
 - 2 議事 エリアマネジメントの民間開放の全国展開について
 - 3 閉会
-

○黒田参事官 それでは、これから「エリアマネジメントの民間開放の全国展開について」ということで、本日は国土交通省にお出でいただいております。お忙しいところ、どうもありがとうございます。

本日は、国土交通省から資料を御提出いただいております。資料、議事ともに公開と伺っております。

それでは、八田座長から議事進行をお願いしたいと思います。

○八田座長 本日は、お忙しいところお越しくださしまして、ありがとうございました。

それでは、早速、国土交通省の御説明をお願いいたします。

○高山課長 国土交通省道路局でございます。本日はお世話になります。よろしくお願いいたします。

国家戦略特区の道路占用事業につきまして、全国展開に関する御説明をこちらの資料で差し上げたいと思います。

1 ページ目でありますけれども、国家戦略特区の特例はもう御案内かと思いますが、道路占用許可におけます、いわゆる無余地性の基準、道路の敷地外に余地がなく、やむを得ないことを確認することにつきまして、特区法の中では、「通行者・利用者の利便の増進に資する施設の設置」と書いてございますけれども、ここに赤字で書いておりますような一連の施設につきまして、特区会議で作った区域計画を認定することによって、無余地性基準を適用除外するというものでございます。

2 ページ目を御覧いただきますと、こうした特区事業は実績も相当ございます。地域の活性化に道路空間を活用したいというニーズは、私どもも相当把握し、認識してきたこともございますので、昨年の道路法改正によりまして、通称「ほこみち」と呼んでおりますけれども、歩行者利便増進道路の制度を創設してございます。

目的としては、まさに歩行者の利便の増進のためでありまして、大きい特徴としましては、歩行者の滞留・にぎわいに供する部分を道路の中に設けるということ、それから、通行空間を確保した上で、滞留・にぎわいに供する部分といたしまして、こうしたオープンテラス、ベンチ等の施設を誘導するための区域を設定いたしまして、その区域内においては、無余地性の基準を適用除外することとしてございます。

左側の構造基準のイメージでございますが、典型的な例であります。例えば、バイパスを整備することによって、中心部の元々の道路の自動車交通量が減ってきた。一方では、まちなか再生あるいはインバウンドの増加によって歩行者が増えて、その空間を充実したいという状況に対処いたしまして、例えば、車道空間だったところを歩道空間に改変するというのをイメージしております。

ただ、必ずしもこうした改築のようなアクションありきの制度ではございませんで、一定の基準を満たしていれば、こうした道路の指定をすることはできるようになってございます。

これを御理解いただくように、特区の特例とほこみち制度を比較しておりますのが3 ページ目でございます。これを御覧いただきますと、まず、ほこみちは当然、全国の道路を対象にしてございまして、特例の内容としては無余地性の基準の適用除外でございます。いずれも道路交通環境の維持を図るための清掃等を行っていただくことは要件にしています。

また、特例の対象になります物件でありますけれども、ほぼ同じなのですが、ほこみちのほうは少し改良を加えまして、より広い形で対象にできるようになっております。

占用期間につきましても、原則5年ではあるのですけれども、道路管理者が指針を作って、占用主体を公募するという手続を設けておりまして、その場合には最長20年までの認定も可能になってございます。

手続でありますけれども、特区の特例は区域会議で決定するのに対しまして、ほこみちは道路管理者が道路を指定し、占用特例が適用になる誘導区域を指定するというところでございます。市町村長との協議等の手続もございます。

基準になりますけれども、例えば占用物件の構造や場所といった基準は共通でありまして、1点異なりますのは、ほこみちは、道路構造に関しまして、今時の社会的要請もございまして、一定のバリアフリー基準を適合するということを要件にしているところがございまして。

実績は、ほこみちは昨年11月に施行を始めまして、今は6自治体15路線で実績が出てきているというところでございます。

4ページ目を御覧いただきまして、全国展開の方向性でありますけれども、ほこみち制度の目的といたしましては、安全・円滑な通行や利便の増進を図って、快適な生活環境の確保や地域の活力の創造を目的にして指定することになってございます。言わば特区法の目的を広く含めて包括的なものになってございますので、私どもとしてはこの特区の制度は、ほこみちで受けて全国展開を図ることが適當ではないかと考えております。

言わば法制度のレベルでは必要な手は打てた、受皿としては用意できたのかなと考えておりますが、下の枠でございます。先ほども一部申し上げましたように、相違点もございまして、大きく2点の実態の検証を行った上で結論を出したいということでございます。

1点は、道路管理者が指定をするという手続もございまして、エリアマネジメントのような行為につきまして、民間主体や地元公共団体という者との連携や調整をどのように行っているのか。

もう一つは、今、特区の事例が41ございますけれども、それぞれにつきまして、ほこみち制度で用意しています基準を当てはめたときに、これが適合しているのかどうかというところも見まして、無理なく新しい制度が適用できることを確認できましたら、全国展開ということで、必要な措置を講じていく。特区法におきましては、最後は制度の廃止ということになるかと思っておりますけれども、そうした手続に向けて調整ができればと考えてございます。

先ほど来申し上げております構造基準でございまして、この枠の中にありますように、原則として歩道が設けられていることとか、歩道と車道を分離するための構造物を設置する、あるいは高さを設ける等、いくつかございます。

ただ、こうした物理的な基準は設けておりますけれども、こうしたハードルのクリアはなかなか難しい場合もございまして、現実に合わせて実際にかなり柔軟に適用できるような解釈・運用もしておりますので、そこも含めてということでございます。令和3年中にはこうした実態との検証をした上で、結論を得させていただきたいということ

でございます。

こちらの御説明としては、まずは以上でございます。

○八田座長 大変ありがとうございました。

それでは、委員の皆様から御質問、御意見はございませんでしょうか。

中川委員、どうぞ。

○中川委員 今、国土交通省から御説明を伺いまして、ほこみち制度自体は、私どもも非常にいい制度改正ではないかと思っております。

ただ、そのほこみち制度につきまして、それがあから、特区の全国展開をやらないという御意見かなと思っていたのですけれども、本日伺いまして、要はほこみち制度によって特区の全国展開という読み方ができるのかということについて検証していただいて、その上で確定的な対応をさせていただけるということであれば、そういう方向性自体はよろしいのかなと私自身は思いました。

確認なのですが、私どもとして気になるのは、特区は実験であって、特区の実験によって問題がない場合には全国的に広げていくというのが原則であります。ほこみち制度が出来たこと自体は非常にいいわけですが、先ほど御説明いただきましたように、構造の基準につきましては、特区の基準のほうが緩やかなわけですね。ということは、特区の実験の要件が緩やかなものになっているということは、特区の41件につきまして、現在のほこみちの基準では救えないものが結構あるのであれば、それを救えるような形でほこみち制度自体を拡大するか、あるいは新しい特区の全国展開という対応を取っていただく必要があると思います。

もう一つは、特区の制度をなくすことが必要なのかということ、ほこみち制度自体の構造基準が特区のものよりも厳格なものになっていますから、地方公共団体が中心になった判断でより緩やかな規定を使ったエリアマネジメントの実験を行うことについて、私は意味があると思っています。ですから、こういう実験は、もしも対象がほこみちで救えたとしても、こういうより緩やかな環境の中での実験は、どんどん続けていく意味があるのではないかと私は思っています。そもそも通行量とか、どういうものを置くかによって、無余地性の基準をどこまで厳格に適用するのかというのは相当違ってくると思うので、その緩やかな基準で実験を行い続けるということについては意味があると思います。

私からは以上です。

○八田座長 ありがとうございました。

他の委員の方はどうでしょうか。

八代委員、どうぞ。

○八代委員 ちょっとお聞きしたいのですが、ほこみちでも一旦歩行者空間にしたものを必要に応じてまた車道にするとか、そういうフレキシビリティが確保されているのかということと、もう一つは、例えばカフェなんかをつくると、当然、そこで店の利益が発生するわけですが、道路使用料みたいな料金はどうなっているのかというのをちょ

っとお聞きしたいのですが、よろしいでしょうか。

○八田座長 では、今の点についていかがでしょうか。

○高山課長 まず、中川先生からの御指摘でございますけれども、今、私どもも現場の地方公共団体の方から41の事業について資料を頂いて、確認を始めているところであります。

一通りパターンが出てきているのかなと思うのですけれども、エリアマネジメントに使われているのは、大体市の目抜き通りで、車道も歩道も相当余裕があるところで、これは歩道を使う、あるいは車道についても交通規制をしているということがあります。もう一つは、商店街のアーケードのようなところで、これもほぼ日中交通規制をして、自動車交通量もないところを全面的にイベントに活用する場合、あるいは再開発地区でビルとビルの間を歩行者専用道路のような格好で使っているものが多いのかなと思っています。

これは一つ一つ構造基準を見まして、検証をする必要があると思っておりますけれども、これはどうにもならないというものは、今のところ見当たっていないところでございますし、また、仮に拾えない部分があった場合について、私どもは、最後は特区制度を廃止することは、別に自分たちのゴールと思っているわけではございません。例えば、実験的な事業のために併存させることもあり得るのかなと考えてございます。

八代先生からのお尋ねでございますけれども、ほこみちにした道路の歩行者空間をまた車道空間にという逆回転もないことはないと思っています。ただ、ほこみちとしてあり続けるためには、当然、歩行者空間の歩道部分の一定の通行空間の確保とかの要件を満たしながらということになりますけれども、そこは臨機応変に使える制度にはなっております。

それから、占用料についてでありますけれども、これは地域活性化という目的もございますので、国家戦略特区の事業と同様でございます。通常の占用料の10分の1の相場で占用料を頂くという設計にしております。

以上です。

○八代委員 ありがとうございます。

○八田座長 では、落合先生、どうぞ。

○落合委員 では、私も1点だけお伺いしたいと思ひまして、中川先生との議論の中で既に出ているかもしれないのですが、頂いた資料の3ページの中では、バリアフリー基準への適合で、特に赤字で書いていただいているところがあります。この中に有効幅員も書いてあるということだと理解しております。調査してみないと分からないかもしれませんが、この基準との関係で、元々特区でやられていた事業の中で、仮にほこみち制度に乗せるとしたら難しいというものは出てくる可能性がありそうかどうかということでしょうか。

○高山課長 一定の有効幅員の確保に関しましては、特区の事業の要件とも同じでございます。通行量に応じて3.5メートルないしは2メートルの通行空間を確保するというところでございます。これは当然、国家戦略特区のときにも計画認定のときに確認しております

ので、そこについては共通だということでございます。

そのほか、バリアフリー基準について、例えば勾配とか、そのような基準もございますので、そこは念のため確認をしてみたいということでございます。

○落合委員 分かりました。その部分も含めて、今行っている事業がほこみち制度の中でも実施できる形でというのを検証していただくのは重要だと思いますので、その点も含めてスケジュールの中で対応を検討いただければと思います。

○八田座長 ありがとうございます。

この表で見ると、今、一番大きなところはどうもバリアフリーのところみたいですけれども、これには情報公開をすることが、役に立つのではないかと思います。特区で実験しているから、バリアフリーでないところでどういう問題が起きたかというのをチェックしていただくことができると思います。もし問題が起きていけば、「ここはバリアフリーではありません」という情報公開をして、皆に注意を喚起してやるということが役立つのではないかと思いますのと、バリアフリーをしたところは値段が10分の1でもいいけれども、していないところはもうちょっと取るというインセンティブを与えるということもあるのではないかと思います。

国土交通省は非常に前向きなお話をしてくださいますので、基本的には特区の制度がほこみち制度でもってかなり広い範囲にわたって全国化されたと見ることはできる。したがって、細部にわたっては、これから色々な事例を検証して、チェックしていただき、全国化の形で従来の特区制度を発展させる方向で、ほこみち制度自体を多少修正することを検討いただいて、本年中にその検討を終了していただくということだと思います。

事務局から何か追加で言いたいことはありますか。

それでは、その線でよろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。